

富都住発第 1024 号  
令和元年 8 月 7 日

富士市議会議長 一条 義浩 様

富士市長 小長井 義正



文書質問について (回答)

令和元年 7 月 9 日付け富議発第 60 号による文書質問「まちなか U-40 (富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金交付制度)」の税収効果について、次のとおり回答します。

(1) 「この制度による固定資産税増加分を年間 520 万円と見込んでいる」との発言に対し、固定資産税の増収につながらなかったことについて

〈質問①〉

固定資産税の増加については、平成 28 年 3 月 15 日の予算審議で議員に説明した内容が達成されなかったという理解で良いか。

〈回答①〉

平成 28 年度予算審議において説明いたしました「固定資産税増加分の年間 520 万円」は、「平成 25 年度固定資産概要調書 (富士市)」から 1 件当たりの固定資産税を推計し、これに新築戸建て住宅として想定した年間申請件数を掛け算出したものであります。

具体的には、1 件当たりの固定資産税につきましては、この固定資産概要調書より新築の戸建ての木造家屋 897 棟と軽量鉄骨造家屋 215 棟から床面積の平均値を算出し、標準的な建材や設備などの仕様の住宅として勘案することで 1 件当たり年間 13 万円と推計しました。

また、年間申請件数につきましては、前年度の建築確認件数を参考として、年間増加件数である新築戸建てを 40 件と想定し、固定資産税増加分を年間 520 万円と算出したものであります。

実績といたしましては、本年 6 月末までに交付した新築戸建て住宅を対象に、本制度が 10 年以上居住することを条件としていることから、10 年間の平均から 1 件当たりの年間固定資産税額を算出いたしました。

この結果、1 件当たりの年間固定資産税額は 12 万円であり、新築戸建て住宅の年間平均交付件数が 6.4 件でありますので、固定資産税の増加分は年間 77 万円となります。

このことから、1 件当たりの税額は概ね見込みどおりでありましたが、固定資産税の増加となる対象件数を過大に見込んでいたことにより、想定しておりました年間 520 万円は達成されていないと認識しております。



〈質問②〉

申請対象の多くが分譲マンションであることは平成 28 年度予算案提出時点で予見できていたか。予見できていなかった場合、なぜできなかったのか。予見できた場合、予算審議で議会に対しなぜ説明しなかったか。

〈回答②〉

本制度の創設にあたり、期待する効果を算出するためには、若い世代のニーズを的確に把握する必要があったことから、平成 25 年 10 月に「富士市定住促進基礎調査」を実施し、市内の 20 代から 30 代の若い世代約 400 人が望む住居形態を確認いたしました。

この調査結果によると、制度の対象となる「戸建て住宅と分譲マンション」に住みたいと希望した方が 338 人おり、このうち住居形態別の割合は、「戸建て住宅」が約 96%で、「分譲マンション」が約 4%でありました。

このことから、全てを新築戸建て住宅の申請によるものと想定し、申請対象の多くが分譲マンションであることを予見できませんでした。

しかしながら、実際には分譲マンションを希望する若者世帯が多数おりましたことから、当時の需要予測は適切でなかったと認識しております。

(2) この制度における申請者のうち、勤務地が市外である世帯で、アンケートにおいて「この奨励金がなければ住宅取得しなかった」と回答された方の数やこれによる経済効果、税収効果について

〈質問①〉

この21世帯のうち、「この奨励金がなければ住宅取得しなかった」とアンケートに答えた世帯はどれほどか。

〈回答①〉

申請者の勤務地が市外である21世帯のうち、2世帯から「この奨励金がなければ住宅取得しなかった」との回答をいただいております。

《アンケート結果》
「この奨励金がなければ住宅取得しなかった」： 2世帯
「後押しになった」： 13世帯
「なくてもまちなかで住宅取得した」： 6世帯

〈質問②〉

①の世帯のみで算定した経済効果はどれほどか。

〈回答②〉

経済効果とは、新たに需要が発生したことにより、その需要を満たすために次々と新たな生産が連鎖的に誘発されていくことを言い、水面に石を投げると波紋が広がるように、次々と生産が波及していくことから経済波及効果とも呼ばれ、産業連関表を用いて算出するものであります。

本市におきましては、富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の際に、本市の産業構造等を分析するため、産業連関表を作成しておりますので、これを用いてご質問の経済波及効果を計算いたしました。

また、経済波及効果は、支出した内容に応じて算出するものでありますが、本制度の場合は、住宅取得と家電・家具等の購入に伴う支出と、入居後の生活に伴う支出がありますので、それぞれ算出いたしました。

算出した結果、2世帯の経済波及効果は、住宅取得と家電・家具等の購入が約7,500万円であり、生活消費支出は年間約800万円であります。

〈質問③〉

②の経済効果によってもたらされる、本市の税収の増額はどれほどか。

〈回答③〉

経済効果によってもたらされる本市の税収の増額につきましては、2世帯分の市民税額とし、申請者の勤務地が市外である21世帯の平均から算出しますと、年間で約40万円あります。